

導入の趣旨

背景

- 少子高齢化（高齢者の増加と労働力人口の減少）
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

現在

課題

- 所得の把握や制度をまたがった事務を行う場合などにおいて、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤がないため、
- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
 - より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
 - 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい（年金記録の管理等）
 - 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
 - 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、自己情報をコントロールできる社会の実現

効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

将来

主な論点

1. 利用範囲

- A案…税務分野のみ
- B-1案…税務分野＋社会保障分野（現金給付のみ）
- B-2案…税務分野＋社会保障分野（現金給付＋現物サービス）
- C案…幅広い行政分野で利用

2. 「番号」に何を使うか

- ①基礎年金番号、②住民票コード、③住基ネットを活用した新たな番号

3. 管理方式

- データベース：①一元管理方式、②分散管理方式
- 番号：①一元管理方式、②分散管理方式

4. 付番機関

- ①歳入庁、②内閣府、③総務省、④国税庁、⑤厚生労働省 等

5. 個人情報保護の徹底

- ①自己情報へのアクセス記録の確認、②第三者機関の設置、③「偽造」「なりすまし」防止、④目的外利用の防止、⑤プライバシーに対する影響評価の実施 等

6. 地方公共団体等との連携

- 地方公共団体、日本年金機構、医療保険者等の機関の実情を踏まえた連携

7. 制度導入に係る費用、期間

- 費用：制度設計の仕方によって異なる
- 準備期間：少なくとも3～4年の準備期間が必要

目指す方向性

「幅広い行政分野」(C案)での利用を視野に入れつつ、まずは「税＋社会保障分野」(B案)から開始

住基ネットを活用した新たな番号

“データベース”については、分散管理方式とすることを前提に検討

“番号”については、プライバシー保護、コスト等に鑑み、一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討

「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」について検討

最低限、「自己情報へのアクセス記録の確認」、「第三者機関の設置」、「目的外利用防止に係る具体的法原則明示」、「関係法令の罰則強化」を実施する方向で検討

スケジュール

23年 夏頃 「社会保障・税番号大綱(仮称)」
秋以降 法案提出